

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会について

1 概要

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」（以下、「条例」という。）附則第4号の規定に基づく、条例の見直し検討にあたり、より幅広い意見を踏まえた検討を行うため、「神奈川県たばこ対策推進検討会」（以下、「検討会」という。）に条例の見直し検討のための部会として、「「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会」を設置する。

2 検討事項

- ・ 条例の見直しに関すること。
- ・ その他、条例の施行に関し必要な事項。

3 部会の構成

検討会委員の一部（学識者3名、関係団体1名）が兼務するほか、施設管理者関係者（2名）、教育関係者、労働関係者、卒煙支援関係者、報道関係者の計10名で構成し、保健医療部長が選任する。

4 部会の設置期間

平成25年12月末まで。

ただし、見直し検討の結果、条例の改正又は廃止を検討するとした場合は、必要に応じて延長する。